

農業委員会事務局

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 農業委員会事務局

対象年度 令和5年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年5月29日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（令和6年4月1日現在）は、次のとおりである。

【農業委員会事務局】

農業委員会事務局 職員8人 会計年度任用2人	(1) 農地法に基づく農地の権利移動、農地転用等に関する事
	(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等に関する事
	(3) 租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例制度に関する事
	(4) 農地等の利用の最適化の推進に関する事
	(5) 農業・農業者に関する情報提供活動に関する事
	(6) 関係行政機関等に対する農業施策等の意見提出に関する事
	(7) 農業者年金に関する事
	(8) その他農業経営、農地利用に関する事

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 農水振興課との事務分担に係るリスク
- (4) 農地転用許可等が適正に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、主要な事務事業、情報管理において点数が高いが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務、公印管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員3人に対して、1人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

- * 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

- ② 令和6年度の職員1人増員により、年間360時間を超える時間外勤務を解消するとともに、現在行っている週2回の定時退庁を今後も継続するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進すること。

(3) 農水振興課との事務分担に係るリスク

- ◆農地及び農業に関する業務において、農水振興課との事務分担は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

農業委員会事務局の主な役割は、農地の権利移動や設定にかかる許可、農地転用申請の受理や農水振興課への意見書の送付、及び担い手への農地の利用集積を図るための農用地利用集積計画の策定である。

農水振興課の主な役割は、農地転用許可、農業振興施策に関する計画の策定、及び各種農業振興施策の実施（補助金交付等）である。

農業委員会事務局は、農水振興課の計画策定・事業実施において、農水振興課へ農地情報の提供を行うなど、農水振興課と連携しながら業務を行っており、事務分担は明確に区別されている。

(4) 農地転用許可等が適正に行われぬリスク

- ◆勤続年数の短い職員が多い中、農地転用等の許認可業務について、知識や実務の技術が継承されず、誤った判断が行われることはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

審査基準の解釈や運用において恣意的な判断に陥らず、統一性が確保されるよう、国・県の基準、ガイドライン等を基にベテラン職員がレクチャーを行っており、全職員が研修会へ参加し、基本知識の習得に努めている。また、審査を複数の目で行うとともに、ベテラン職員を含め担当者間の意思疎通を図り、情報の共有に努め、ノウハウの確実な継承に取り組んでいる。

意見

勤続年数が短い職員が多く、円滑な業務継承と統一した基準による法令審査の確立のため、マニュアルを整備すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

① 農業委員会総会議事録の署名漏れについて【合规性の視点】

農業委員会総会の議事録で署名がないものが見受けられた（四日市市農業委員会規則で、2人以上の委員が署名しなければならないと規定）。今後の対策として、議事録署名の重要性を改めて共通認識し、総会準備から開催・日付記載・署名までを一連の流れとして位置づけ、規則に基づく内部統制を徹底すること。

(令和5年10月16日開催第3回月例総会会議録、同年11月15日開催第4回月例総会会議録)

② 公印管理について【合規性の視点】

農業委員会事務局長の公印が、農業委員会の公印を定める四日市市農業委員会規程に規定されていなかった。速やかに規程を整備し、公印管理を徹底すること。

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 地域計画の策定について【有効性の視点】

地域ごとに農業の将来の方向性を定める「地域計画」は、地域農業の将来の在り方及び10年後の地域内の農地の担い手を定めた目標地図について農業関係者と協議を行い、地域ごとの農地利用の方針を定めるものであり、国から令和6年度中の策定が義務付けられている。農水振興課が策定の主体となるが、担い手情報の提供等の面で農業委員会事務局が大きく関わっている。各地域の実情に応じ、将来の農業の担い手確保に大きく貢献できるよう、農水振興課と連携し、効果的な計画策定を支援すること。

③ 農業の担い手育成について【有効性の視点】

農業の担い手育成のため、市全体の産業・物流・環境等広範な分野を意識し、農業委員会の役割において、新たに農業を始める人の牽引役となるよう支援に努めること。また、人口減少時代にふさわしいまちづくりと農業施策との整合を図るため、農業委員会は、農業者の立場から課題解決に向け、全庁的な議論につなげること。

④ 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携について【有効性の視点】

両委員が円滑にコミュニケーションを図り、効果的に連携して業務に取り組めるよう、農業委員会事務局は、時間外勤務が増えない範囲内で十分に調整を行うこと。